

C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標8

男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

<現状と課題>

高齢者の介護や障がい者への対応は、現実には家族、とりわけ女性が担う場合が多く、女性が負担を感じる割合が大きくなっています。「介護などは女性がやるもの」といった固定的な役割分担意識を改め、男女共同参画の視点に立ち誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めることが求められています。

本県の65歳以上の人口は153,614人（平成22年国勢調査）で、高齢化率は26.3%と全国平均を上回り、高齢者の単身世帯が増加しています。身体障がい者手帳などを所持する障がい児・者は増加傾向にあり、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要となっています。

また、県内に在住する外国人に対しては、言葉や生活習慣、文化などの違いの中で孤立しないよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生社会づくりを進める必要があります。ひとり親世帯も増加しており、母子世帯の母親の就業状況は、臨時・パート労働者が3割強、年収200万円未満の世帯が約半数であるなど、家計や子どもの養育面に不安を抱えています。

社会情勢の変化に伴い雇用・就業環境が厳しさを増す中で、生活上の困難に直面する人が増加しており、ほとんどの年代において、男性に比べて女性の方が経済的に困難な割合が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯などで高くなっています。年齢、障がい、言語、性別などにかかわらず、全ての人が安心して、自立した日常生活を送ることができるよう、*ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい社会づくりに向けて、生活や就業についての支援を行う必要があります。

障がいがあること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な支援を行う必要があります。近年では*性的マイノリティの人々の問題も表面化しており、人権尊重の視点からの配慮が必要です。

*ユニバーサルデザイン

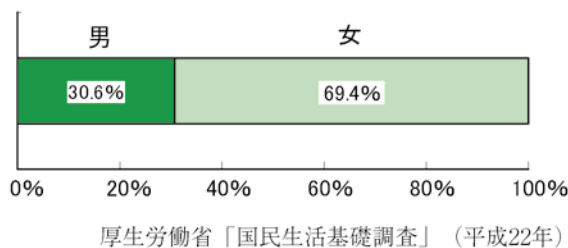
年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つ様々な違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方のことです。

*性的マイノリティ

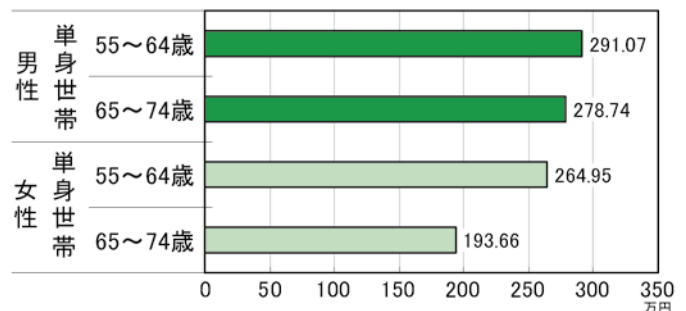
性同一性障がい者など性自認に関して少数者である人、同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などを指します。



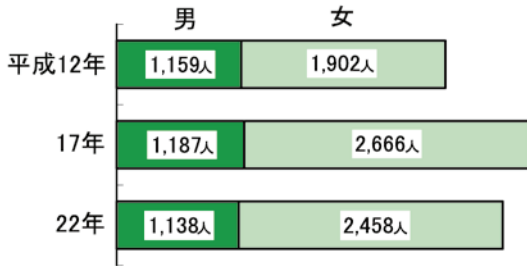
●主な介護者（同居）の男女割合（全国）



●高齢者単身世帯（55～74歳）の年間収入（全国）

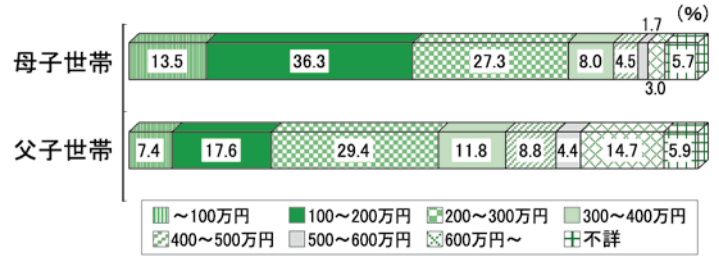


●鳥取県に居住する外国人の数



総務省「国勢調査」

●ひとり親世帯の年間総収入額（鳥取県）



鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成20年）

施策の基本的方向

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上で重要です。高齢者の地域活動を支援し、道路や駅などのバリアフリー化などを推進します。
- 高齢者が悪質商法、振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、安全に暮らせる環境整備を進めます。
- 家族介護者の負担軽減を図り社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

主な取組

- 地域活動、スポーツ・芸術活動など、高齢者の社会参加の促進
- ユニバーサルデザインに関する研修の実施
- 高齢者に対する成年後見制度や消費者被害防止のための普及啓発の推進
- 介護サービスの質、ケアマネジメントの質の向上、地域ケアネットワークづくりの推進など、医療・福祉サービスの向上
- 介護における男女共同参画意識の啓発

(2) 障がい者の自立した生活に対する支援

- 障がいのある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう環境の整備を図り、生活や就労の支援を行います。
- 障がいのある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発、広報活動を積極的に推進します。

主な取組

- 職業能力・就労意欲を高める訓練の実施、職場開拓支援員による職場開拓など、雇用の場の拡大、多様な就労形態の充実
- 相談支援体制の充実
- 障がいの特性などを理解し、配慮や手助けなどを実践する「あいサポート運動」の推進

(3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

- 県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。
- 医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援を行います。
- 就労環境の整備、住みやすい住環境の整備を進めます。

主な取組

- 外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
- 日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み、労働問題などに関する相談対応の充実
- 日本語クラスの開催などによる日本語学習支援
- 医療、保健、福祉における通訳の支援
- 外国人に対する支援サービスの周知

(4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

- 生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援など地域での生活を総合的に支援します。
- 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めます。

主な取組

- ひとり親家庭への児童扶養手当の支給、自立のための職業・教育訓練給付、保育環境の整備など総合的な支援
- 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々などについての人権教育や啓発
- 性別による権利侵害に対する人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる支援

重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。配偶者などからの暴力（*DV：ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、ストーカー行為、*セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりを行う必要があります。

また、近年、福祉相談センターなどで受けたDVに関する相談は、件数、割合共に増加傾向にあり、鳥取県男女共同参画意識調査によると、この5年の間に、女性で16人に1人、男性で50人に1人がDVの被害を受けたことがあると答えています。

配偶者などからの暴力は、家庭内において行われることが多いため、周囲が気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画（DV防止・被害者支援計画）」に基づき、被害者が相談しやすい体制を整備し、関係機関と連携して、被害者の保護や心身の回復や生活の支援などを行うことが重要です。

また、交際相手からの暴力（*デートDV）も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないために、予防教育・啓発の取組が必要です。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のことをいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」では、①被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）に限定 ②被害者の性別は問わないものを対象とされています。殴る、けるといった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含みます。

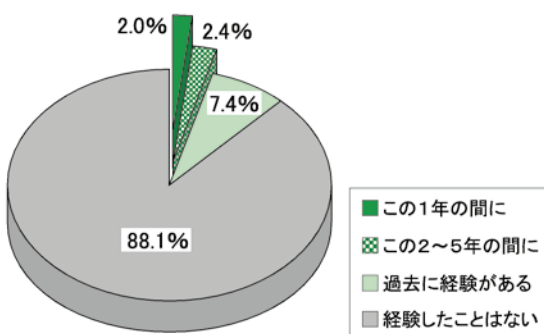
*セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えたりして生活環境を悪化させることをいいます。

*デートDV

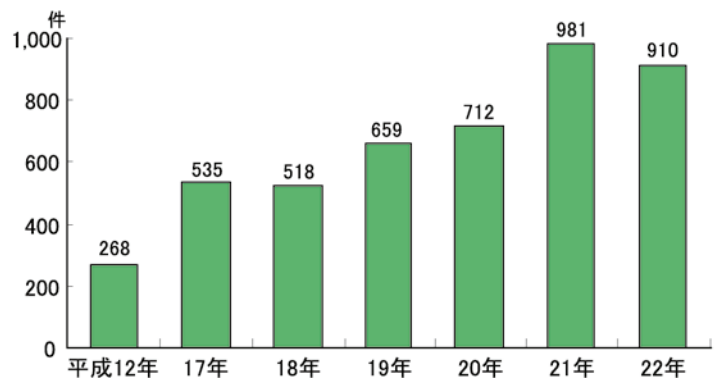
親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害です。

● DV被害の経験



鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

● DV相談件数の推移



鳥取県青少年・家庭課調べ

施策の基本的方向

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

- DV防止・被害者支援計画の取組を推進し、関係機関との情報共有や連携を図り、組織的に被害者支援を行います。
- DVの被害者・加害者を発生させないために、地域、職場、学校などでDVについての認識を深める研修、啓発を行います。

主な取組

- メディアやホームページを活用した広報、街頭キャンペーン・講演会などの普及啓発活動の実施
- 地域、学校などでDVの予防啓発や相談支援を行う人材養成
- 中学校・高校における人権教育、デートDVの未然防止のための教育の実施

(2) 安心して相談できる体制の充実

- 被害者への適切な対応を行うため、技術や知識の習得や二次的被害を防止するための研修体制を充実します。
- 被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、DV相談支援センターの機能を強化し、安心して相談できる体制を整備します。

主な取組

- DV相談支援センターの相談機能の強化
- 性犯罪被害者に係る相談窓口の周知
- 被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備
- DV加害者電話相談の実施

(3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

- 被害者の緊急保護支援、一時保護施設の充実など、安全な保護体制づくりを進めます。
- DV被害者が新たな場所で自立するため、関係機関と連携し、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなどについての支援を行います。
- 性犯罪被害者が被害を訴えることをためらわず、必要な相談を受けられる相談体制、被害直後から中長期にかけて支援を受けられる体制を整備します。
- ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

主な取組

- DV被害者の公営住宅への優先入居などの住宅確保、就労支援
- 性犯罪、ストーカー行為などの被害者の立場に立った適切な支援・相談の実施
- 一時保護施設で被害者の心のケアを行う職員の配置に対する支援

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- セクシュアル・ハラスメントは対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げるなど生活に深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を進めるため、事業主が構すべき措置や相談体制の整備など普及啓発を進めます。
- 地域、教育の場、その他の活動の場においても、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を進めます。
- 被害者の精神的ケアを行う体制を整備・充実します。

主な取組

- 研修会などへの講師派遣、パンフレットの配布などによる法律・制度の普及啓発
- 男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（鳥取県男女共同参画推進企業認定制度）
- 専門的な知識を持つ者による適切な相談対応

参 考

【鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画】

暴力を許さない社会づくり及び被害者の支援のための体制の整備・充実について定めており、県、市町村などの関係機関、民間団体などが相互に連携し、協働して施策を進めることとしています。

【DV相談支援センター】

DV被害を含めた女性に関する相談・支援を行うため、婦人相談所、中部・西部心と女性の相談室をDV相談支援センターとして位置付け、夜間や土日・祝日にも電話相談を実施し24時間体制としています。

- ① 相 談
- ② 医学的・心理学的指導
- ③ 一時保護
- ④ 自立支援のための情報提供・援助
- ⑤ 保護命令制度に関する情報提供・援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行います。

重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

<現状と課題>

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。

特に女性は妊娠・出産する可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が必要です。

また、本県の死亡原因のトップは男女共にがんが約3割を占めており、そのうち女性は、乳がん・子宮がんが約1割となっています。男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができる



よう、健康診断の定期的受診や生活習慣病予防を働きかけ、生涯を通じた健康の保持増進を進める必要があります。男性の自殺者数は女性の3倍近くで推移しており、女性に比べて悩みを周囲に相談しにくく精神面で孤立しやすい側面などもあることから、相談体制の充実を図ることが必要です。

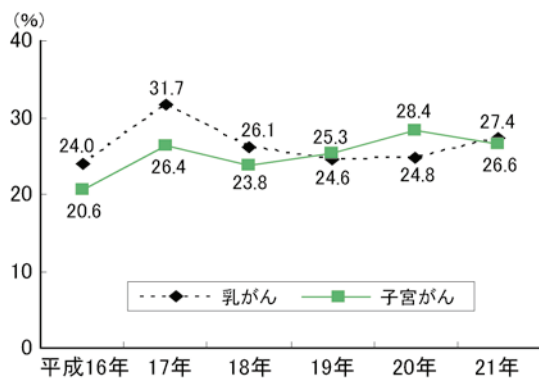
さらに、HIV/エイズやその他の性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす問題について、教育・啓発を充実し、正しい理解を進める必要があります。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

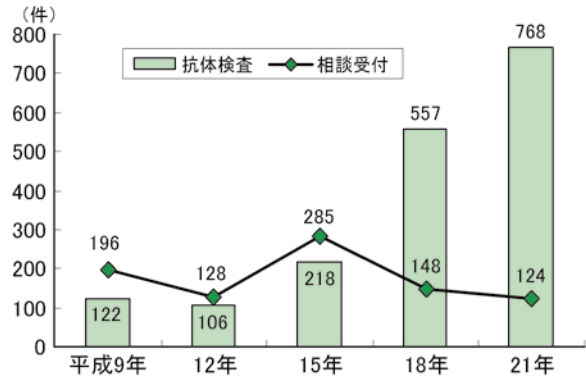
また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）を得る権利」とされています。

●女性のがん検診受診率（鳥取県）



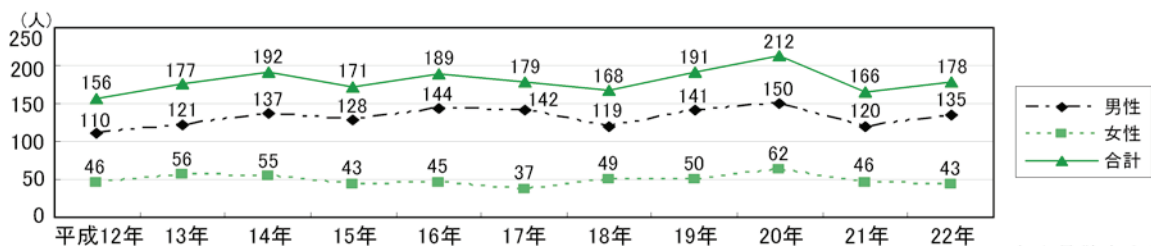
厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

●保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数（鳥取県）



厚生労働省「エイズ発生動向年報」

●自殺者数の推移



鳥取県警察本部調べ

施策の基本的方向

(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- 女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めます。
- 男女が、その健康状態に応じて相談しやすい体制の整備を図り、がん検診の受診促進、生活習慣病や自殺の予防、喫煙飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

主な取組

- 健康の保持増進のための相談体制、普及啓発、健康診断・保健指導の推進
- 男女それぞれの性差に応じたがん検診、生活習慣病や自殺の予防などに関する普及啓発
- 性差医療の推進や男女の違いに配慮した介護予防対策の推進

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

- 妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の普及を図り、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含め、発達段階に応じた適切な性教育・啓発を行います。

* 周産期医療

「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。

周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。

主な取組

- 妊娠から出産までの一貫した保健・指導、医療などのサービスの提供
- *周産期医療や小児医療体制の充実
- 女性健康支援センター（各保健所）における妊娠・出産や中絶などに関する相談の実施
- 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実
- 発達段階に応じた適切な性教育の推進
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の普及啓発

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- HIV／エイズやその他の性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、その予防から医療体制の充実など、総合的な対策を推進します。
- 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしろむだけだけでなく、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識や、薬物乱用を防止するための教育・啓発を行います。

主な取組

- HIV／エイズやその他の性感染症の予防に関する普及啓発
- 性感染症に係る医療、検査、相談体制の充実
- 性感染症や薬物乱用と健康の関係について、正しい理解を進めるための学校教育の充実